

防衛省職員生活協同組合生命共済事業規約

(昭和62年3月30日制定)

一部改正	昭和63年	4月28日	平成元年	6月12日
	平成3年	4月8日	平成9年	6月25日
	平成10年	9月18日	平成14年	2月22日
	平成16年	6月29日	平成19年	4月18日
	平成21年	10月1日		
全部改正	平成22年	3月31日		
一部改正	平成23年	10月5日	平成24年	11月16日
	平成25年	11月28日	平成26年	11月17日
	平成28年	10月31日	平成29年	10月13日
	令和3年	10月25日	令和4年	11月29日
	令和5年	11月30日		

第1章 総 則

(通則)

第1条 防衛省職員生活協同組合(以下「組合」という。)は、防衛省職員生活協同組合定款(以下「定款」という。)第70条の規定により、この規約を定める。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「不慮の事故」とは、別表第1「不慮の事故の定義とその範囲」に定めるものをいう。
- (2) 「傷病」とは、傷害及び疾病を、「傷害」とは、不慮の事故により身体に受けた損傷をいい、「疾病」とは、傷害に該当しない病気をいう。
- (3) 「重度障害の状態」とは、傷害又は疾病が治癒した後に残った精神的若しくは身体的な毀損状態であつて、将来回復の見込みのない別表第2各号のいずれかに該当する状態をいう。
- (4) 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療又は通院による治療によっては治療の目的を達成することができないため、病院又は診療所(医療法(昭和23年法律第205号)に定める病院又は診療所(これらに同等と組合が認めた日本国外の医療施設を含む。)をいう。)に入院し、常に医師の管理下において治療に専念することをいう。
- (5) 「手術」とは、入院共済金の支払い対象となる入院期間中に行われる手術をいう。
- (6) 「健康」とは、共済契約申込日現在次のいずれにも該当しない者をいう。

ア 過去1年以内に病気(悪性腫瘍(癌)、心臓病、脳血管障害、高血圧、糖尿病、結核、喘息、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、肝臓病、腎臓病、こう原病、慢性関節リウマチ、てんかん、卵巣の

う腫、精神疾患)又は将来の死亡若しくは重度障害の状態に影響を及ぼすおそれのある傷病の治療を目的として継続して14日以上入院した者

イ 入院又は通院している者(将来の死亡若しくは重度障害の状態に影響を及ぼすおそれのない傷病の治療をしている者を除く。)

ウ 医師から入院(将来の死亡若しくは重度障害の状態に影響を及ぼすおそれのないものを除く。)又は治療(将来の入院との間の因果関係に影響を及ぼすおそれのないものを除く。)を受けるよう指示された者

エ その他、社会通念上、健康でないと判断される者

- (7) 「事業年度」とは、7月1日から翌年6月30日までをいう。
- (8) 「共済契約者」とは、共済契約の当事者のうち、共済掛金の支払責任を負う者をいう。
- (9) 「被共済者」とは、その者の生死又は傷病に関し、組合が共済金を支払うこととなる者をいう。
- (10) 「告知事項」とは、共済金の給付事由発生の可能性に関する事項のうち、組合が共済契約申込書に掲げ、共済契約申込者に対して告知を求めたものをいう。
- (11) 「現職組合員」とは、定款第6条第1項の組合員をいう。
- (12) 「退職組合員」とは、退職時に生命共済事業を利用している早期退職募集制度による退職者及び長期生命共済据置期間の共済契約者で、定款第6条第2項により組合の承認を受けた組合員をいう。
- (13) 「遺族組合員」とは、現職組合員又は退職組合員死亡時の配偶者で、定款第6条第2項により組合の承認を受けた組合員をいう。
- (14) 「生計を一にする」とは、日々の消費生活において、各人の収入及び支出の全部又は一部を共同して計算することをいう。ただし、同居であることを要しない。
- (15) 「組合員の資格を有する子」とは、組合員である子又は組合員となる資格を有する子をいう。

(事業)

第3条 組合が行う生命共済事業(以下「共済事業」という。)は、共済契約者から共済掛金の支払いを受け、被共済者につき共済期間中に生じた死亡又は重度障害の状態を共済事故として共済金を支払うことを約する事業(以下「生命主契約」という。)及び傷病の治療を目的とした入院又は手術を共済事故として共済金を支払うことを約する事業(以下「傷病特約」という。)とする。

2 生命主契約が締結された時は、常に傷病特約が付帯されるものとする。

(共済期間)

第4条 一の共済事業の契約(以下「共済契約」という。)の効力の及ぶ期間(以下「共済期間」という。)は、事業年度の初日から末日までとする。ただし、事業年度開始後に効力が生ずる共済契約の共済期間については、その効力が生じた日から当該効力の生じた日の属する事業年度の末日までとする。

(共済契約者及び被共済者の範囲)

第5条 現職組合員である共済契約者は、組合の組合員で、健康で正常に勤務している者に限るものとする。

- 2 組合は、共済契約者を被共済者とする共済契約（以下「本人契約」という。）及び共済契約者の健康である配偶者（内縁関係にある者を含む。以下同じ。）を被共済者とする共済契約（以下「配偶者契約」という。）並びに共済契約者と生計を一にする健康である子（当該子に係る共済契約の効力発生日において満1歳以上満24歳未満の者に限る。以下同じ。）を被共済者とする共済契約（以下「こども契約」という。）に限り締結するものとする。ただし、組合員である配偶者（定款第6条第2項により組合の承認を受け、火災共済事業のみを利用する組合員を除く）又は組合員の資格を有する子は、配偶者契約又はこども契約の被共済者となることはできない。また、同一人を複数の共済契約者の被共済者とすることはできない。
- 3 定款第11条第1号の資格を失った場合、資格を失った日からすでに成立した共済契約の共済期間が満了する日までの期間の共済掛金があらかじめ払い込まれた場合、当該共済契約者は当該期間に限り、なお共済契約者とみなす。
- 4 退職組合員で健康で正常に生活している者は、定款第6条第2項により組合の承認を受けることにより、当該退職組合員が満60歳になる日を含む事業年度末までの間、共済契約者になることができる。
- 5 現職組合員又は退職組合員である共済契約者が死亡した場合は、死亡した共済契約者の配偶者は、定款第6条第2項により組合の承認を受けることにより、遺族組合員として、死亡した共済契約者が計算上満60歳となる日を含む事業年度末までの間、生命共済事業を利用することができる。
- 6 前項により、生命共済事業を利用する遺族組合員は、事務取扱規則の定めるところにより、すみやかに書面をもってその旨を組合に届けなければならない。この場合において、組合は当該遺族組合員を共済契約の共済契約者として取り扱う。

(共済金受取人)

第6条 重度障害共済金、入院共済金、手術共済金及びこども契約の死亡共済金の受取人は、共済契約者とする。

- 2 本人契約及び配偶者契約の死亡共済金並びに契約者の死亡後に支払われる重度障害共済金、入院共済金及び手術共済金の受取人は、被共済者の遺族とし、その範囲及び順序は、被共済者の配偶者、子、父母（養父母を先とし、実父母を後とする。）、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。
- 3 前項の場合において、同順位の共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければならない。この場合において、その代表者は他の共済金受取人を代表するものとする。
- 4 組合が1人の共済金受取人に対して共済金の全額を支払ったのちにおいて、他の者から共済金の全額又は一部の支払いの請求がなされても、組合は支払いの責に任じないものとする。
- 5 第2項の規定にかかわらず、契約者は、本人契約及び配偶者契約の死亡共済金受取人を指定し又は変更することができる。
- 6 前項の規定に基づき指定された死亡共済金受取人が死亡し、その後に新たな指定若しくは変

更がなされない場合又はこども契約の死亡共済金受取時に共済契約者が死亡している場合の死亡共済金受取人は、第2項に規定する範囲及び順序によるものとする。

(遺言による死亡共済金受取人の変更)

第6条の2 遺言による死亡共済金受取人の変更はできないものとする。

(被共済者の同意)

第6条の3 共済契約者が配偶者を被共済者とする共済契約を締結する場合及び当該契約に係る死亡共済金受取人を指定し又は変更する場合は、当該配偶者の同意がなければ、共済契約の締結及び死亡共済金受取人の指定又は変更の効力は生じない。

(契約内容の提示)

第7条 組合は、共済契約を締結するときは、共済契約申込者に対し、共済契約の内容となる次の各号に掲げる重要事項をあらかじめ提示しなければならない。

(1) 契約概要に係る事項

- ア 共済の仕組み
- イ 保障の内容
- ウ 共済期間
- エ 共済金額
- オ 共済掛金

(2) 注意喚起に係る事項

- ア 告知義務等の内容
- イ 保障開始日
- ウ 共済金を支払えない場合
- エ 共済掛金の払込猶予期間、契約の失効
- オ 解約及び解約返戻金の有無
- カ 共済金の削減
- キ その他注意喚起が必要な事項

(共済契約の申込み)

第8条 共済契約申込者（以下「申込者」という。）は、防衛省職員生活協同組合生命共済事業事務取扱規則（以下「事務取扱規則」という。）に定める共済契約申込書（以下「申込書」という。）に次の各号に掲げる事項を記載し自署のうえ、組合に提出しなければならない。

- (1) 共済契約者の氏名、生年月日、性別及び所属又は住所
- (2) 被共済者となる配偶者及び子の氏名、生年月日、性別
- (3) 共済掛金額
- (4) 被共済者への質問に対する回答
- (5) その他組合が必要と認めた事項

(告知義務)

第8条の2 共済契約者又は被共済者は、共済契約の締結に際し、告知事項について組合に事実の告知をしなければならない。

(共済契約の成立及び効力)

第9条 共済契約は、組合が第8条に規定する申込書の内容を審査し、当該申込みを承諾したときに成立するものとし、その効力は、当該成立の日又は共済掛金が払い込まれた日のいずれか遅い日の翌日以降の事業年度始期から生ずるものとする。ただし、事業年度開始後に成立した共済契約であつて、共済契約者が即時の保障を希望する場合は、当該成立の日又は共済掛金が払い込まれた日の翌日のいずれか遅い日から効力を生じさせることができる。

2 組合は、前項の規定により共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約承諾書(以下「承諾書」という。)を遅滞なく共済契約申込者に交付するものとする。ただし、当該共済契約が共済契約を継続するものであるときは、承諾書の交付を省略することができる。

3 組合は、共済契約の申込みを承諾しないときは、遅滞なく申込者にその旨を通知するものとする。

(共済掛金の払込み)

第10条 申込者は、共済契約申込書に第20条第2項及び第28条第2項に規定する共済掛金額をそれぞれ12で除して得た額の合計額(以下「月額共済掛金」という。)を添え、組合に払い込むものとし、また、効力発生日の属する月の翌月以降の月額共済掛金を当該月の前月末日までに払い込むものとする。ただし、月額共済掛金の払込みが給与からの源泉控除による場合は、月額共済掛金が、共済契約申込時(効力発生日の属する月の翌月以降にあつては、当該月の前月末日)にこの組合に払い込まれたものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、組合が特に認めたときは共済契約者は共済掛金の残額を一括して払い込むことができる。

3 退職組合員又は遺族組合員は、第20条第2項及び第28条第2項に規定する共済掛金の合計額を効力が発生する日までに組合に払い込むものとする。

(共済契約の失効)

第11条 共済契約に係る次の各号に掲げる事由が生じた場合は、当該被共済者の共済契約はそれぞれ各号に掲げる期日にその効力を失うものとする。

(1) 共済契約者が払込期日までに共済掛金を払い込まなかった場合において、当該期日から2か月(以下「猶予期間」という。)を経過しても当該共済掛金が払い込まれなかったとき。共済掛金払込期日の前月末の翌日

(2) 共済契約者が定款第11条第1号及び第3号に該当したとき(第5条第3項に該当する契約を除く。)。当該各号に該当した日の翌日

(3) 被共済者が配偶者ではなくなったとき。離婚等の届出の受理年月日の翌日

(4) 共済契約の満了する日において、被共済者である子が共済契約者と生計を一にしなくなったとき又は満24歳になったとき。当該事象発生日の事業年度の末日の翌日

2 組合は、前項第1号に規定する猶予期間中に共済事故が発生した場合には、払込期日の到来した未払共済掛金が猶予期間中に払い込まれるまで共済金は支払わない。

(共済契約の自動更新)

第12条 組合は、共済期間の満了する共済契約について、当該共済契約満了の日の1か月前ま

で、共済契約者から共済契約を更新しない意思の表示又は共済契約の変更等の申し出がない場合は、前条第 1 項各号に該当する場合を除き、当該共済契約を従前と同じ内容（定款又はこの規約の改正がなされたときは、当該改正後の内容）で、共済期間の満了の日の翌日に更新するものとする。

2 前項の更新をした契約者は、第 10 条の規定により速やかに共済掛金を払い込まなければならない。

3 組合は、前項の共済掛金が払い込まれる前に生じた共済事故については、前条第 2 項の規定を準用する。

（共済契約者等の氏名変更等の届出）

第 13 条 契約者は、共済契約成立後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、速やかにその旨を組合に届出なければならない。

- (1) 共済契約者の氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 被共済者の氏名を変更したとき。
- (3) 共済金受取人を変更したとき。
- (4) 組合員及び被共済者の資格を喪失したとき。

（共済契約の無効）

第 14 条 無効となる共済契約は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 共済契約者が、共済契約の効力が生じた日の前日までに、第 2 条第 6 号のアからエに該当していたとき（継続契約を除く。）又はすでに死亡若しくは重度障害の状態になっていた場合 全ての共済契約
- (2) 配偶者又は子が、これらの者に係る共済契約の効力が生じた日の前日までに、第 2 条第 6 号のアからエに該当していたとき（継続契約に係る配偶者又は子を除く。）又はすでに死亡若しくは重度障害の状態になっていた場合 全ての配偶者契約又はこども契約
- (3) 本人契約、配偶者契約又はこども契約に係る共済契約口数が第 21 条又は第 29 条に規定する限度を超過していた場合 当該超過部分の本人契約、配偶者契約又はこども契約
- (4) 共済契約者が、組合員である配偶者（定款第 6 条第 2 項により組合の承認を受け、火災事業のみを利用する組合員を除く。）又は組合員の資格を有する子を被共済者とした場合 配偶者契約又はこども契約
- (5) 共済契約の締結時に、子が共済契約者と生計を一にしていなかった場合 こども契約

2 前項の規定によって共済契約のすべて又は一部が無効となったときは、組合は、契約者又は死亡共済金受取人の請求により、当該契約に係る共済掛金を返還する。

3 組合は、第 1 項の規定により共済契約が無効であった場合において、すでに支払われた共済金の返還を請求することができる。

（共済契約の解約）

第 15 条 共済契約者は、共済契約を将来に向かっていつでも解約することができる。この場合、第 10 条第 2 項の規定により共済掛金が払い込まれた場合について共済掛金を返還する。

2 前項の規定による組合への通知は、書面をもって行い、その書面には解約の年月日を記載するものとする。

3 解約の効力は、前項の解約の日の翌日から生ずる。

(告知義務違反による解除)

第16条 組合は、契約者が共済契約締結に当たって、故意又は重大な過失により、告知事項につき、組合に重大な事実を告げず、又は当該事項につき不実のことを告げた場合には、当該契約者に係る共済契約を解除することができる。

ただし、組合がその事実を知っていた場合若しくは故意又は過失によって知らなかった場合はこの限りでない。

2 組合は、前項の規定により共済契約を解除した場合には、その解除が共済事故発生ののちに なされたときであっても共済金を支払う責に任ぜず、すでに共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができる。ただし、共済事故が解除の原因となった事実によらなかったことを共済金受取人が証明したときはこの限りでない。

3 第1項に規定する解除権は、組合が解除を可能とする第1項に掲げる事実を知ったときから1か月間経過した場合又は当該共済契約の成立後5年を経過した場合は消滅する。

4 第1項の規定による解除は、契約者に対する通知によって行う。

5 組合は、共済契約を解除したときは、第10条第2項の規定により共済掛金が払い込まれた場合について共済掛金を返還する。

(重大事由による解除)

第16条の2 組合は、次の各号に掲げる事由がある場合には、共済契約を解除することができる。

(1) 共済契約者又は共済金受取人が、組合に死亡共済金を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させ、又は死亡させようとしたこと。

(2) 共済契約者、被共済者又は共済金受取人が、組合に当該契約に基づく共済金を支払わせることを目的として支払事由を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

(3) 共済金受取人が共済契約に基づく共済金の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、組合の共済契約者、被共済者又は共済金受取人に対する信頼を損ない、共済契約の存続を困難とする重大な事由

2 組合は、前項の規定により共済契約を解除した場合には、その解除が共済事故発生ののちに なされたときであっても共済金を支払わない。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、組合は、その返還を請求することができる。

3 本条の規定に基づき共済契約を解除した場合には、組合は、契約者にその旨を通知し、第10条第2項の規定により共済掛金が払い込まれた場合について共済掛金を返還する。

(詐欺又は強迫による取消し)

第16条の3 共済契約の締結の際、契約者又は被共済者に詐欺又は強迫の行為があった場合、組合は、共済契約を取り消すものとし、既に払い込まれた共済掛金は返還しない。

2 前項の規定による取消しは、契約者本人宛に書面にて通知するものとする。

(共済契約の消滅)

第17条 共済契約は、共済契約者が死亡又は重度障害の状態になった場合は、その時をもって消滅する。ただし、配偶者契約及びこども契約については、契約者が死亡又は重度障害の状態になった日の属する月の末日までの間、なお、効力を有するものとする。

2 配偶者契約及びこども契約において、被共済者である配偶者又は子が死亡し若しくは重度障害の状態になった場合は、当該被共済者に係る契約はその時をもって消滅する。

3 第1項の規定は、共済契約者が第5条第3項に規定する場合に準用する。

4 前3項の規定により共済契約が消滅となった場合、組合は、第10条第2項の規定により共済掛金が払い込まれた場合について共済掛金を返還する。

(解約、解除又は消滅の場合の共済掛金の返還額)

第18条 第15条第1項、第16条第5項、第16条の2第3項又は第17条第4項に規定する共済掛金の返還額は、当該共済契約の未経過期間（1か月に満たない端数日を切り捨てた月数）に当該共済契約に係る共済掛金の年額を12で除した金額（1円未満は切り捨てる。）を乗じた額とする。

(共済金の分割支払等)

第19条 組合は、大規模災害その他の事由により、その支払うべき共済金の支払に支障が生じ又はそのおそれがある場合、総代会の議決を経て、当該共済金について分割支払、支払時期の延期又は支払額の削減ができるものとする。

第2章 生命主契約

第1節 生命主契約の締結

(共済金額及び共済掛金額)

第20条 生命主契約1口についての共済金額は、本人契約及び配偶者契約については死亡共済金又は重度障害共済金を500万円とし、こども契約については、そのいずれも70万円とする。

2 生命主契約1口についての共済掛金額は、本人契約及び配偶者契約については年額7,680円、こども契約については年額600円とし、その算定は別紙「生命共済掛金額算出方法書」に定める方法によるものとする。ただし、組合の事業年度の途中において効力の生ずる共済契約については、月割りにより算出した額とする。

(契約口数の限度)

第21条 生命主契約の契約口数の限度は、被共済者1人につき本人契約4口、配偶者契約・こども契約3口とする。

第2節 共済金及び共済金の支払

(共済金)

第22条 被共済者が、共済契約の効力が生じた日以後に生じた傷病を原因として、共済期間中に死亡又は重度障害の状態になった場合には、第20条第1項に規定する共済金額を共済金として支払うものとする。

2 死亡共済金を支払う前に、重度障害共済金が支払われた場合は、組合は、死亡共済金を支払わないものとする。

(共済金の支払請求)

第23条 共済金受取人は、共済事故が発生したことを知った日から遅滞なく、事務取扱規則に定める共済金請求書を組合に提出して共済金の支払いを請求するものとする。

(代理請求)

第23条の2 重度障害共済金及びこども契約の死亡共済金について、共済契約者が共済金の請求を行う意思表示が困難であると組合が認めたときは、共済契約者に代わって当該請求を行うことができる者（以下「代理請求人」という。）が共済金を請求することができるものとする。

2 前項に規定する代理請求人の範囲及び順位は次のとおりとする。

- (1) 共済契約者の配偶者
- (2) 共済契約者の子
- (3) 共済契約者の父母（養父母を先とし、実父母を後とする。）
- (4) 共済契約者の孫
- (5) 共済契約者の祖父母
- (6) 共済契約者の兄弟姉妹

3 前項第2号から第6号までに規定する代理請求人のうち、同順位の代理請求人が2人以上あるときは、当該代理請求人のうちから代表者を選任し、その者が代理請求を行うものとする。

4 代理請求人が請求を行う場合は、代理請求人は、請求時においても第2項に規定する範囲内であることを要する。

5 第2項の規定にかかわらず、共済契約者に故意に第1項の支払事由を生じさせた者は、代理請求を行うことはできない。

(共済金の支払)

第24条 組合は、前2条の規定に基づく請求を受けたときは内容を審査し、請求が正当なものであるときは、共済金を共済金受取人に支払わなければならない。

2 組合は、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日（以下「請求完了日」という。）以後、原則として、次の各号に掲げる日数以内に共済金を支払うものとする。

- (1) 死亡共済金（傷病特約を伴うものを除く。）

10日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌月3日までの日を除く。）

- (2) 前号以外の共済金

30日（12月29日から翌月3日までの日を除く。）

3 組合は、共済金の支払のために次の各号に掲げる事項の確認が必要な場合において、共済契約の締結時から共済金請求時までに組合に提出された書類だけではその確認ができないときは、

前項にかかわらず、原則として、請求完了日以後 60 日以内に当該事項の確認を終え、共済金を支払うものとする。

- (1) 共済金が支払われる事由に該当する事実の有無
- (2) 共済金が支払われない事由に該当する事実の有無
- (3) 共済金を分割、繰延べ又は削減して支払う事由に該当する事実の有無
- (4) 解除、無効又は失効の事由に該当する事実の有無

4 組合は、前項各号に掲げる事項の確認をするため、次の各号に掲げる特別な照会又は調査が不可欠であると認めた場合には、前 2 項の規定にかかわらず、原則として、請求完了日以後 180 日以内に当該事項の確認を終え、共済金を支払うものとする。この場合において、組合は、当該事項及びその確認を終えるべき時期を被共済者又は共済金受取人に通知するものとする。

- (1) 弁護士法その他の法令に基づく照会
- (2) 警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会
- (3) 医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会
- (4) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された被災地域における調査
- (5) 日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査

5 第 3 項又は第 4 項の各号に掲げる事項の確認に際し、次の各号に掲げる場合に該当したときには、これにより遅延した期間は、第 3 項又は第 4 項に規定する日数に含めないものとする。

- (1) 契約者、被共済者又は死亡共済金受取人が正当な理由なくこの確認を妨げ、又はこれに応じなかった場合
- (2) 組合が被共済者に対して、医師又は歯科医師の診断を求めた場合において、共済契約者又は被共済者が正当な理由なくその診断を拒み、又は妨げた場合

6 組合は、掛金の源泉控除が行われる以前に死亡共済金の支払事由が生じた場合、未収分の掛金を、支払うべき共済金から差し引いて支払うことができる。

7 共済金は、共済金受取人が指定した金融機関口座に振り込むものとする。

（生死不明の場合の共済金の支払）

第 25 条 組合は、被共済者の生死が不明の場合において、関係法令に基づき被共済者が死亡したものと認めたときは、共済金を支払う。

（共済金の返還）

第 26 条 前条の規定により、被共済者の生死が不明の場合において、組合が共済金を支払った後に被共済者の生存が判明したときは、共済金受取人は、すでに支払われた共済金を組合に返還しなければならない。

（共済金を支払わない場合）

第 27 条 組合は、被共済者が次の各号のいずれかに該当する場合は共済金（第 3 号の増口契約の場合は増口部分の共済金）を支払わないものとする。

- (1) 共済契約者又は共済金受取人の故意により死亡したとき。ただし、その者が死亡共済金の一部の共済金受取人である場合は、その者が受け取るべき金額を差し引いた金額を他の共済金受取人に支払う。

- (2) 共済契約者又は被共済者の故意又は重大な過失により重度障害の状態になったとき。
- (3) 被共済者に係る初回共済契約（共済契約の口数を増口契約した場合は当該契約）の効力が生じた日から 1 年以内に当該被共済者が自殺（自殺行為により重度障害になった場合を含む。）したとき。
- (4) 被共済者の私闘その他自らの犯罪行為により死亡又は重度障害の状態となったとき。

第 3 章 傷病特約

第 1 節 傷病特約の締結

（共済金額及び共済掛金額）

第 28 条 傷病特約 1 口についての共済金額は、入院 1 日につき 3,000 円、手術を行った場合は入院 1 回につき 30,000 円とする。ただし、入院に係る共済金額は通算して 54 万円をもって最高限度とする。

2 傷病特約 1 口についての共済掛金額は、本人契約及び配偶者契約については年額 4,320 円、こども契約については年額 2,400 円とし、その算定は別紙「生命共済掛金額算出方法書」に定める方法によるものとする。ただし、組合の事業年度の途中において効力の生ずる共済契約については、月割りにより算出した額とする。

（契約口数の限度）

第 29 条 傷病特約の契約口数の限度は、被共済者 1 人につき本人契約 4 口、配偶者契約・こども契約 3 口とする。

第 2 節 共済金及び共済金の支払

（入院共済金）

第 30 条 被共済者が、共済契約の効力が生じた日以後に生じた傷病の治療を目的として入院し、その入院日数が共済期間内に継続して 3 日（共済期間をまたがる場合は、通算して 3 日）以上となったときは、第 28 条第 1 項に規定する入院 1 日についての共済金額に入院日数を乗じて得た金額を共済金として支払うものとする。

2 被共済者が、保障開始日以前に生じた傷病により、保障開始日から 2 年以上経過した後に入院したときは、その入院は当該保障開始日以降に生じた傷病による入院とみなす。

3 第 1 項に規定する共済金は、180 日分をもって限度とする。

4 被共済者が、共済期間中に第 1 項に定める事由により 2 回以上入院した場合には、それぞれについて共済金を支払うものとする。ただし、共済金は通算して当該共済期間中の 180 日分をもって限度とする。

5 被共済者が、第 34 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に規定する事由により入院を開始し、入院期間中に共済契約の効力発生日以降に生じた傷病が判明し、医師によって入院の必要があると診断されて入院を継続したときは、その診断がなされた日に入院したものとみなす。

6 被共済者が転入院した場合は、当該転入院について、前入院から継続した入院と組合が認めたときは、継続した1回の入院とみなす。

7 被共済者が退院日の翌日から起算して11日以内に同一傷病で再入院したときは、1回の入院とみなす。

(手術共済金)

第31条 前条によって入院共済金が支払われる場合で、その入院期間中に被共済者が次の各号のいずれにも該当する手術を受けたときは、第28条第1項に規定する手術共済金を入院1回につき1回限り支払うものとする。

(1) その手術が当該入院の事由と同一であること。

(2) その手術が治療目的であること。

(3) その手術が公的医療保険制度による保険給付対象の診療報酬点数表によって手術料が算出される手術であること。

(共済金の支払請求)

第32条 共済金受取人は、前2条に定める事由が生じたときは遅滞なく、共済金請求書を組合に提出して共済金の支払いを請求するものとする。

(代理請求)

第32条の2 入院共済金及び手術共済金について、共済契約者が共済金の請求を行う意思表示が困難であると組合が認めたときは、共済契約者に代わって代理請求人が共済金を請求することができるものとする。

2 前項に規定する代理請求人の範囲及び順位は次のとおりとする。

(1) 共済契約者の配偶者

(2) 共済契約者の子

(3) 共済契約者の父母（養父母を先とし、実父母を後とする。）

(4) 共済契約者の孫

(5) 共済契約者の祖父母

(6) 共済契約者の兄弟姉妹

3 前項第2号から第6号までに規定する代理請求人のうち、同順位の代理請求人が2人以上あるときは、当該代理請求人のうちから代表者を選任し、その者が代理請求を行うものとする。

4 代理請求人が請求を行う場合は、代理請求人は、請求時においても第2項に規定する範囲内であることを要する。

5 第2項の規定にかかわらず、共済契約者に故意に第1項の支払事由を生じさせた者は、代理請求を行うことはできない。

(共済金の支払)

第33条 組合は、前2条に規定する請求を受けたときは、内容を審査し、請求が正当なものであるときは、共済金を共済金受取人に支払わなければならない。

2 組合は、共済金の請求完了日以後、原則として30日以内（12月29日から翌月3日までの日を除く。）に共済金を支払うものとする。

3 組合は、共済金の支払のために次の各号に掲げる事項の確認が必要な場合において、共済契

約の締結時から共済金請求時までには組合に提出された書類だけではその確認ができないときは、前項の規定にかかわらず、原則として、請求完了日以後 60 日以内に当該事項の確認を終え、共済金を支払うものとする。

- (1) 共済金が支払われる事由に該当する事実の有無
- (2) 共済金が支払われない事由に該当する事実の有無
- (3) 共済金を分割、繰延べ又は削減して支払う事由に該当する事実の有無
- (4) 解除、無効又は失効の事由に該当する事実の有無

4 組合は、前項各号に掲げる事項の確認をするため、次の各号に掲げる特別な照会又は調査が不可欠であると認めた場合には、前 2 項の規定にかかわらず、原則として、請求完了日以後 180 日以内に当該事項の確認を終え、共済金を支払うものとする。この場合において、組合は、当該事項及びその確認を終えるべき時期を被共済者又は共済金受取人に通知するものとする。

- (1) 弁護士法その他の法令に基づく照会
- (2) 警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会
- (3) 医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会
- (4) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された被災地域における調査
- (5) 日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査

5 第 3 項又は第 4 項の各号に掲げる事項の確認に際し、次の各号に掲げる場合に該当したときには、これにより遅延した期間は、第 3 項又は第 4 項に規定する日数に含めないものとする。

- (1) 共済契約者、被共済者又は死亡共済金受取人が正当な理由なくこの確認を妨げ、又はこれに応じなかった場合
- (2) 組合が被共済者に対して、医師又は歯科医師の診断を求めた場合において、共済契約者又は被共済者が正当な理由なくその診断を拒み、又は妨げた場合

6 共済金は、共済契約者又は共済金受取人が指定した金融機関口座に振り込むものとする。
(共済金を支払わない場合)

第 34 条 組合は、被共済者の入院及び手術が次の各号のいずれかに該当する場合には、共済金を支払わないものとする。

- (1) 被共済者又は共済金受取人の故意又は重大な過失により生じた傷病を原因とするとき。
- (2) 被共済者の重大な法令違反等により生じた傷病を原因とするとき。
- (3) 被共済者の私闘その他自らの犯罪行為により生じた傷病を原因とするとき。
- (4) 美容上の処置、治療を伴わない診断のための検査入院、正常分娩及び疾病を直接の原因としない不妊手術等であるとき。
- (5) リハビリテーションのための入院であるとき。
- (6) 先天性異常、精神障害(統合失調症(精神分裂症)、そううつ病等)又は慢性中毒(アルコール中毒、モルヒネ中毒、ヘロイン中毒等)によるとき。

2 組合は、原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)又は腰、背痛で他覚症状のないものについては共済金を支払わない。ただし、組合が特に支払うことを適当と認めた場合はこの限りでない。

第4章 異議の申立て

(異議の申立て及び審査委員会)

第35条 共済契約及び共済金の支払いに関する組合の処分に不服がある共済契約者又は共済金受取人は、組合に置く審査委員会に対して異議の申立てをすることができる。

2 前項に規定する異議の申立ては、組合の処分があったことを知った日から30日以内に書面をもってしなければならない。

3 第1項の規定による異議の申立てがあったときは、審査委員会は、異議の申立てを受けた日から30日以内に審査を行い、その結果を異議の申立てをした者に通知しなければならない。

4 審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第5章 雑 則

(支払備金)

第36条 組合は、消費生活協同組合法施行規則(昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号)の定めるところにより、毎事業年度末において支払備金を積み立てるものとする。

(時効)

第37条 共済金の支払及び共済掛金の返還を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。

(質入れ等の禁止)

第38条 共済金の支払を請求する権利は、これを質入れ又は譲渡することができない。

(規約の変更)

第39条 組合は、共済期間中であっても、法令等の改正又は社会情勢の変化その他の事情により、契約の内容を変更する必要がある場合等には、民法(明治29年法律第89号)第548条の4(定型約款の変更)に基づき、支払事由、支払要件、免責事由、その他の契約内容を変更することができる。

2 前項の場合には、組合は、規約を変更する旨及び変更後の内容並びに効力の発生時期について、電磁的方法その他の適切な方法により周知する。

3 前項の電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、消費生活協同組合法施行規則(昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号)第53条(電磁的方法)第1項第1号に基づくものをいう。

(細則)

第40条 この規約に定めるもののほか、共済事業の実施に関し必要な事項は、細則の定めるところによる。

附 則（昭和 62 年 3 月 30 日）

この規約は、昭和 62 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 4 月 28 日）

この規約は、昭和 63 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 6 月 12 日）

この規約は、平成元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 4 月 8 日）

この規約は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 6 月 25 日）

この規約は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 9 月 18 日）

この規約は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 2 月 22 日）

この規約は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 6 月 29 日）

この規約は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 18 日）

この規約は、平成 19 年 4 月 18 日から施行し、同年 1 月 9 日から適用する。

附 則（平成 21 年 10 月 1 日）

1 この規約は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

2 この規約の施行の際現に存する有効な共済契約については、この規約を適用する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日）

1 この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日（平成 22 年 3 月 31 日）から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

2 第 6 条の 3（被共済者の同意）、第 16 条の 2（重大な事由による解除）、第 24 条（共済金の支払）及び第 33 条（共済金の支払）の規定は適用日以前に成立した共済契約についても将来に向かって適用する。

附 則（平成 23 年 10 月 5 日）

この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日（平成 23 年 10 月 5 日）から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 16 日）

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 11 月 28 日）

この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日（平成 25 年 11 月 28 日）から施行する。ただし、第 37 条から第 40 条に係る改正は、平成 26 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 11 月 17 日）

この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日（平成 26 年 11 月 17 日）から施行する。

附 則（平成 28 年 10 月 31 日）

この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日（平成 28 年 10 月 31 日）から施行する。

附 則（平成 29 年 10 月 13 日）

この規約は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 10 月 25 日）

この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日（令和 3 年 10 月 15 日）から施行し、第 5 条第 1 項・第 4 項、第 8 条、第 30 条、第 37 条、第 39 条及び第 40 条は令和 4 年 1 月 1 日から適用し、第 2 条第 13 号及び第 5 条第 5 項の規約は、令和 5 年 7 月 1 日から適用する。

なお、第 5 条第 5 項の規定については、令和 4 年 1 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までの間、「現職組合員である共済契約者が死亡した場合は、死亡した共済契約者の配偶者は、定款第 6 条第 2 項により組合の承認を受けることにより、遺族組合員として、死亡した共済契約者が計算上満 54 歳になる日を含む事業年度末までの間、生命共済事業を利用することができる。」とする。

附 則（令和 4 年 11 月 29 日）

この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日（令和 4 年 11 月 21 日）から施行し、令和 6 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 11 月 30 日）

この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日（令和 5 年 11 月 24 日）から施行し、令和 6 年 7 月 1 日から適用する。

不慮の事故の定義とその範囲

1 不慮の事故の定義

不慮の事故とは、「急激かつ偶発的な外因による事故」をいう。

2 外因による事故の範囲

番 号	分 類 項 目	分類番号
1.0	交通事故	V01-V99
1.1	交通事故により受傷した歩行者	V01-V09
1.2	交通事故により受傷した自転車乗員	V10-V19
1.3	交通事故により受傷したオートバイ乗員	V20-V29
1.4	交通事故により受傷したオート三輪車乗員	V30-V39
1.5	交通事故により受傷した乗用車乗員	V40-V49
1.6	交通事故により受傷した軽トラック乗員またはバン乗員	V50-V59
1.7	交通事故により受傷した大型輸送車両乗員	V60-V69
1.8	交通事故により受傷したバス乗員	V70-V79
1.9	その他の陸上交通事故	V80-V89
1.10	水上交通事故	V90-V94
1.11	航空および宇宙交通事故	V95-V97
1.12	その他および詳細不明の交通事故	V98-V99
2.0	不慮の損傷のその他の外因	W00-X59
2.1	転倒・転落	W00-W19
2.2	生物によらない機械的な力への曝露	W20-W49
2.3	生物による機械的な力への曝露	W50-W64
2.4	不慮の溺死および溺水	W65-W74
2.5	その他の不慮の窒息	W75-W84
2.6	電流、放射線並びに極端な気温および気圧への曝露	W85-W99
2.7	煙、火および火炎への曝露	X00-X09
2.8	熱および高温物質との接触	X10-X19
2.9	有毒動植物との接触	X20-X29
2.10	自然の力への曝露	X30-X39
2.11	有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露	X40-X49
2.12	無理ながんばり、旅行および欠乏状態	X50-X57
2.13	その他および詳細不明の要因への不慮の曝露	X58-X59
3.0	加害にもとづく障害および死亡	X85-Y09
4.0	不慮か故意か決定されない事件	Y10-Y34
5.0	法的介入および戦争行為	Y35-Y36
6.0	内科的及び外科的ケアの合併症	Y40-Y84
6.1	治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤	Y40-Y59
6.2	外科的及び内科的ケア時における患者に対する医療事故	Y60-Y69
6.3	治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具	Y70-Y82
6.4	患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの	Y83-Y84
7.0	傷病および死亡の外因の続発・後遺症	Y85-Y89
8.0	他に分類される傷病および死亡の原因に関する補助的因子	Y90-Y98

注： 上記分類は、平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号に定められた分類項目（平成 28 年 1 月 1 日から施行）で、その内容は厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷病及び死因統計分類提要：2013 年版準拠」（平成 28 年発行）による。

重度障害の状態

重度障害の状態とは、障害又は疾病が治癒した後に残った精神的若しくは身体的な毀損状態であって、将来回復の見込みのない次のいずれかに該当する状態をいう。

- (1) 両眼視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語又は咀嚼(そしゃく)の機能を全く永久に失ったもの
- (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも手関節以上で失ったか又はその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢を足関節以上で失ったか又はその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったか又はその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの